

医療法人社団和風会
橋本病院指定居宅介護支援事業所



居宅介護支援



橋本病院

入院施設：
回復期リハビリテーション病棟
認知症治療病棟

理念・運営方針

理念

社会資源を活用し、その人らしい生活がおくれるようにケアプランを作成する。

運営方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むために保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

居宅介護支援事業所とは

居宅介護支援事業所とは、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護サービスを受けるために必要な「要介護認定」の申請代行や、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼する際の窓口です。

ケアマネジャーとは

介護保険の認定を受けたご本人様やそのご家族からの相談に応じ、ご本人様の心身の状態や生活の環境などに応じた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、希望に沿った適切なサービスを利用できるように市町村やサービス事業者、介護保険施設などとの連絡や調整を行う専門員です。

主な業務内容

- ❖ 介護者やご家族等の介護に関する相談援助
- ❖ 介護保険サービス提供事業所との連絡・調整
- ❖ 要介護認定申請のお手伝いと代行
- ❖ 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- ❖ サービス計画に基づいたサービス実施状況の把握と評価
- ❖ 介護保険等に関する質問や苦情の受付、取次ぎ
- ❖ 介護用品、住宅改修等の相談援助



事業実施地域及び営業時間

- 営業日 月曜日～金曜日
※ 但し、12月31日から1月3日、国民の祝日に関する法律に規定する日を除く。
- 営業時間 午前8時00分～午後5時00分
- 実施地域 三豊市、観音寺市、琴平町、まんのう町
※ 但し、中山間地域等とされる指定地域（A地域）を除く。



サービス利用までの流れ

相談

ご利用者やご家族の困りごとをご相談ください。
介護認定の申請代行なども致します。

自宅訪問

ご利用者のご自宅を訪問して、心身の状態や生活環境等を確認させていただきます。

状況把握

可能な限りご自宅で自立した生活を送れるように、抱えている問題点や解決すべき課題の分析をします。

ケアプラン作成

ご利用者やご家族が望む生活の実現に向けたサービス計画書（ケアプラン）を作成します。

担当者会議

ご利用者およびご家族やサービス事業所と共に、サービス内容の確認や意見交換等を行います。

サービス開始

サービス開始後も利用状況の把握や身体状況等の確認をさせて頂きながら必要に応じて計画書の見直しを行っていきます。

苦情の受付及び個人情報の保護

当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口（担当者） 管理者 齊藤 幸江

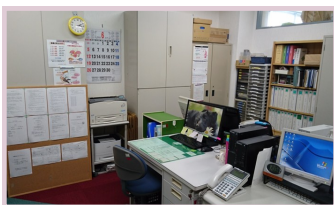
個人情報の保護

- 当事業所の職員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしません。
- 当事業所は、職員であった者が、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らさないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約内容としています。
- 当事業所は、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合は、ご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は、当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとしています。



介護保険で受けられる主なサービス

- ✿ 訪問介護
ホームヘルパーがご自宅を訪問して、身の回りの援助を行います。
- ✿ 訪問看護
看護師などがご自宅を訪問して、体調管理や医療的な援助を行います。
- ✿ 訪問入浴
ご自宅での入浴が難しい方に、簡易浴槽を持ち込んで入浴のお手伝いをします。
- ✿ 訪問リハビリテーション
理学療法士、作業療法士などがご自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。利用にあたっては、主治医の指示が必要になります。
- ✿ 通所介護（デイサービス）
デイサービスに通って、入浴やお食事、機能訓練などのサービスを日帰りで利用します。
- ✿ 通所リハビリテーション（デイケア）
病院、介護老人保健施設などに通い、心身機能維持、回復に必要なリハビリテーションを行います。
- ✿ 短期入所生活介護、短期入所療養介護（ショートステイ）
特養ホームなどに短期間入所し、入浴やお食事など、日常生活を送る上で必要な援助を行います。
介護を必要とする「生活介護」と、看護を必要とする「療養介護」があります。
- ✿ 福祉用具の貸与
介護用ベッドや車イスなどの福祉用具をレンタルすることができます。
- ✿ 福祉用具の購入
お風呂やトイレで使うものはレンタルするのに適さないため保険を使って購入することができます。
- ✿ 住宅改修費の支給
手すりの取り付け、段差の解消、和式トイレから様式トイレへの取り換え工事費用など、保険を使って工事することができます。



当事業所では、専門的な知識を持って、高齢者やご家族が地域で安心して暮らせるように支援を行います。

事業所の概要

名称(種類)	橋本病院指定居宅介護支援事業所 (指定居宅介護支援事業所・平成11年9月28日指定) (香川県第3771700196号)
施設の所在地	香川県三豊市山本町財田西902番地 1
電話番号	0875-63-3311
FAX番号	0875-23-6181
E-mail	hashimotokyotaku@road.ocn.ne.jp